

基準諮問会議

新規テーマの評価（金融商品の消滅の認識）

I. 基準諮問会議への検討要望の内容

<p>(テーマ)</p> <p>金融商品の消滅の認識のアプローチの再検討</p>
<p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品会計基準では、財務構成要素アプローチにより金融商品の消滅の認識を行っている（57項）が、IAS / IFRS、USGAAPとも現在ではそのようなアプローチを採用していない。 特に債権流動化により優先劣後に分けて優先部分を譲渡し消滅認識するようなアプローチはグローバルな会計基準と大きな差異になっていると考えられる。劣後部分をオリジネーターが保有するような流動化では、優先部分の譲渡益について、劣後の償却として損失を繰延処理する会計処理が一般的であり、期間損益を歪める結果となっている。
<p>(具体的内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品の消滅認識方法を見直し、USGAAP 又は IFRS / IAS と同等の基準とする。

II. 論点の分析

現行の会計基準等との関係

1. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」では、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に関する支配が他に移転したときに金融資産の消滅を認識することとされている¹。このうち、契約上の権利に対する支配の移転に関しては、財務構成要素アプローチを採用し、移転の判断に一定の要件を定めている²。

国際的な会計基準との関係

¹企業会計基準第10号 第8項

²企業会計基準第10号 第9項

2. IFRS 第9号「金融商品」では、金融商品の譲渡時において、当該金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持しておらず、かつ当該資産に対する支配を保持していないことが求められる。また、当該金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持しておらず、かつ当該資産に対する支配を保持している場合には、継続的関与を有している範囲内で当該金融資産の認識を継続することとされている³。
3. 当該基準については、以下の問題点が指摘され IASB において改正が検討され、2009年3月に公開草案が公表されたが、2010年6月に検討は中断されている。
 - ・ 様々な概念（リスクと経済価値、支配、継続的関与）を組み合わせただうえで、特定の順序に従って、それらの要素に照らして認識中止の判断を求めるなど、基準内で整合性がとれておらず、複雑である。
 - ・ 「ほとんどすべてのリスクと経済価値」が移転したかどうかを判断するための指針が十分でないため、実務において疑問が生じている。
 - ・ 特に、「継続的関与」に関する会計処理については、実務における適用上、非常に大きな問題が生じており、新基準の開発において採用すべきでない。
4. 米国会計基準では、認識の中止において支配の移転に係る評価を行うこととされており、譲渡資産が法的に隔離されていること、各譲受人が担保差入れまたは交換する権利を有していること、譲渡人に資産を買い戻す権利および義務がないことの要件を満たすか否かにより判断される⁴。

金融資産の部分的な譲渡の取扱いについては、2009年6月に公表された FAS166 号により、従来の FAS140 号の取扱いが変更され、部分的な譲渡が認められるケースが限定されることとなっている⁵。

³ IFRS 第9号 パラグラフ 3.2.3、パラグラフ 3.2.6 など

⁴ Accounting Standard Codification 860-10-40 など

⁵ 個々の金融資産は、そのすべての構成要素が参加持分の要件を満たさない限り、分割して認識の中止の判定を行うことはできないとされている。参加持分の要件は次のすべての特徴を有する金融資産と定義されている。

5. 日本基準では、優先劣後構造のある証券化取引についても消滅の認識が認められうるが、IFRS 及び米国会計基準では基本的に認められないため、日本における取扱いが現行の国際的な取扱いと異なる点が指摘されている。

III. ASBJ における検討状況

6. ASBJ では、金融商品の認識の中止について、コンバージェンス・プロジェクトで扱ってきており、当初は、IASB が開発中の基準とのコンバージェンスを検討していたが、第3項に記載のとおり2010年6月にIASBが当該プロジェクトを中止した。
7. IASB のプロジェクト中止後、金融商品の認識の中止については、IFRS 第9号の認識の中止モデルを取り入れた場合に生じる論点について検討が行われ、2011年2月の連結・特別目的会社専門委員会では、IFRS 第9号の認識中止モデルに対して出された懸念を含めそれまでの検討が整理されたが、その後検討は中断していた。
8. 2013年1月から、連結・特別目的会社専門委員会では、特別目的会社の連結範囲の論点を中心に検討状況の整理を進め、2013年3月を目途として検討状況の中間報告の公表を予定している（参考資料(1)）。金融資産の消滅の認識に関する取扱いもその検討項目に含まれている。

ディスカッション・ポイント

- 上記のとおり、本テーマについては、ASBJ において検討の対象に含めており、今後の連結・特別目的会社専門委員会の動向を見守ることとしてはどうか。

以 上

-
- ・金融資産全体に係る比例的所有持分であること
 - ・参加持分保有者が金融資産全体から生じるキャッシュ・フローのうち自己の持分比率に応じた部分を受け取る権利を有すること
 - ・参加持分保有者が同順位であり、保有者間に優先劣後関係がないこと